

# 上婦負ケーブルテレビ株式会社 加入契約約款

## 第1章 総則

### 第01条 (約款の適用)

- 1 上婦負ケーブルテレビ株式会社 (以下「当社」といいます) は、この加入契約約款 (以下「約款」といいます) を定め、当社が行うサービスの提供を受ける者 (以下「加入者」といいます) との間に結ばれるサービスはこの約款により取り扱います。
- 2 前項のほか、当社が行うサービスに付帯するサービスはこの約款により取り扱います。

### 第02条 (約款の改正)

当社は、この約款を総務大臣に届け出たうえ改正する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は、改正後の約款によります。

### 第03条 (用語の定義)

この約款において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本施設	当社が放送サービスを行うための機械、器具、施設ケーブルその他電气的設備で、放送センター (ヘッドエンド) から引込設備までの施設
放送サービス	本施設を利用して映像、音響、および符号等を送信すること
加入契約	当社から放送サービスの提供を受けるための契約
加入者	当社と加入契約を締結している者
接続者	当社の引込設備を導入して電波障害対策を受けている建物、および当社の引込設備を導入してマンション等に居住し地上放送のみを受信している者
タップオフ	本施設から加入者宅に分岐するための設備
クロージャ	本施設に設置されている引込設備接続のための光接続箱
保安器	本施設において、雷やサージなどによる異常電圧・異常電流から、機器を保護するための加入者宅に設置する装置
光成端箱	FTTH システムにおける加入者宅に設置する保安整線器具
V-ONU (光変換器)	Video-Optical Network Unit の略で、光ファイバーで送られた信号を同軸ケーブル波へ変換するための機器
引込設備	加入者が放送サービスを受信するため、本施設に接続された引込点 (タップオフ、FTTH システムにおいてはクロージャ) から加入者宅の保安器、FTTH システムにおいては光成端箱までに設置された引込線および機器
宅内設備	加入者が放送サービスを受信するため、加入者宅の保安器、FTTH システムにおいては光成端箱の出力端子から受信機までに設置された機械、器具、電線その他の電气的設備 (STB を含む)
受信機	加入者宅内のテレビ受信機および FM 受信機
多チャンネルサービス	当社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ当社より貸与する STB を利用し、デジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
STB (セットトップボックス)	当社が貸与し、デジタル多チャンネルを受信するために受信機に接続するコンバーター
C-CAS カード	STB に挿入して STB を制御する、IC を組み込んだ当社が貸与するカード
B-CAS	株式会社 BS Conditional Access Systems の略
B-CAS カード	STB に挿入して STB を制御する、IC を組み込んだ B-CAS が貸与するカード

## 第2章 加入契約

---

### 第04条（加入契約の単位）

- 1 加入契約は加入世帯引込線1回線毎に1契約を締結します。ただし、引込線1回線により複数世帯、複数法人・団体が加入する場合には各世帯、または各法人・団体ごとに加入契約を締結するものとします。
- 2 単一の法人・団体の場合であっても、ホテルの客室、病院の病室、学校の教室またはこれらに準ずる単位の場合には、原則としてテレビごとに加入契約を締結するものとします。

### 第05条（加入契約の申込の方法）

- 1 加入契約は加入者があらかじめこの約款を承認し、当社が別に定める加入申込書に記入の上、当社に提出し、当社がこれを承諾した時に成立します。
- 2 加入者は加入契約の締結について地主・家主その他利害関係者がある時には、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。また、当社が必要と判断した時には、加入者に対し利害関係者の承諾が確認できる書面を提出していただきます。
- 3 20才未満の方が加入申込をされる場合は、法定代理人の同意を必要とします。

### 第06条（加入申込の承諾）

- 1 当社は、加入申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除きこれを承諾するものとします。
  - (01) 引込設備および宅内設備の設置、または保守することが技術上著しく困難な場合。
  - (02) 加入申込者宅への引込設備の設置、または保守が著しく経済的負担となる場合。
  - (03) 加入者が当社のサービスの料金または工事費の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
  - (04) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
  - (05) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合。
  - (06) 第17条1項により加入契約を解除した加入者からの申込があった場合
- 2 前項のいずれかに該当し、放送サービスの申込を当社が拒絶したときは、加入申込者に対しその旨を通知します。

### 第07条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、その氏名および名称の変更、電話番号の変更、または利用料引落口座の変更等がある場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

### 第08条（B-CASカードの取扱いについて）

多チャンネルサービスの提供を受ける加入者は、B-CASカードを使用するものとし、B-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

## 第3章 放送サービスの内容

---

### 第09条（提供する放送サービス）

- 1 当社は、定められた業務区域内の加入者に次の放送サービスを提供します。
  - (01) テレビジョン放送（多重放送含む）の同時再送信サービス並びに基本利用料金内のテレビジョン自主放送サービス

- (02) ラジオ放送（FM 及びデジタル放送）及びデジタルデータ放送を再送信するサービス
- (03) 基本利用料金内サービス以外の有料によるテレビジョン自主放送サービス（以下「ペイチャンネル」という）ただしペイチャンネルは基本サービス（上記（1）（2））をご利用いただく場合に限りご利用いただけます。
- (04) 上記事業に付帯するサービス業務

#### 第 10 条（ペイチャンネルの利用）

- 1 加入者は、多チャンネルコースを利用せずペイチャンネルを利用することはできません。
- 2 ペイチャンネルは毎月 1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として利用することができるものとし、月末までに特に申し出の無い場合は自動継続するものとし、
- 3 デジタル BS コース、もしくは多チャンネルコースを利用する加入者は、基本料金以外の BS デジタル有料放送を利用することができます。

#### 第 11 条（放送内容の変更及び著作権・著作隣接権侵害の禁止）

- 1 当社はやむを得ない事情によりサービス内容を変更することがあります。なお変更によって起こる損害の賠償には応じません。
- 2 加入者は個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多人数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキその他の方法による複製、及びかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

#### 第 12 条（サービスコースの変更）

加入者は、サービスコースを変更することができます。コース変更を希望する場合は当社に申し出るものとし、申し出があった場合には当社は速やかに変更されたコースに基づいてサービスを提供します。

### 第 4 章 利用の休止、中止、および停止等

#### 第 13 条（放送サービス利用の休止）

- 1 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止（放送サービスを一時的に転用および利用ができないようにすることをいいます。以下同じとします）することができます。ただし、この休止期間は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位とし、1 回につき 12 ヶ月を限度とします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後 1 年以内の一時停止はできないものとし、また、やむを得ず 1 年を超える場合の取り扱いについては、加入者と当社が協議して決定するものとし、
- 2 休止期間中の放送サービスにかかる料金は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までを無料とします。
- 3 休止期間中は原則として引込線の撤去を行います。ただし FTTH システムにおける引込設備はこの限りではありません。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、休止の際に必要な費用、また家屋の建て替え等で引込線の撤去が必要な場合の費用は加入者負担といたします。
- 5 休止期間中は STB を B-CAS、C-CAS 両カードと共に、当社に返却していただきます。

#### 第 14 条（放送サービス利用の再開）

- 1 加入者は、休止の理由が消滅し、放送サービスを再開する場合は、あらかじめ当社に申し出るものとします。
- 2 再開に伴う費用として、STB の取付および引込線の接続が必要な場合、その費用は加入者の負担といたします。

#### 第 15 条（放送サービスの中断）

- 1 当社は、次の場合には、放送サービスの提供を中断することがあります。
  - (01) 本施設および引込設備の保守上、または工事上やむを得ない場合。
  - (02) 天災事変等の非常事態、または緊急事態等やむを得ない事由が発生した場合。
  - (03) 放送衛星、通信衛星が機能停止した場合。
- 2 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者および接続者に通知します。ただし、緊急事態等やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 16 条（放送サービスの停止）

- 1 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、放送を停止することがあります。ただし、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。
  - (01) 料金その他の債務について、2 ヶ月以内で当社が定める期間内の支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
  - (02) 当社の本施設の保守上または工事上やむを得ないとき。
  - (03) 契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明した場合。
  - (04) 第 40 条（禁止事項）の規定に違反した場合。
- 2 当社は、前項の規定により、放送サービスの停止をするときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日を加入者および接続者に通知します。ただし、加入者および接続者の都合により通知が加入者および接続者に到達しない場合は、通知催告なしに停止できるものとします。

#### 第 17 条（当社が行う契約の解除）

- 1 当社は、第 16 条（放送サービスの停止）第 16 条第 1 項の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が引き続きその事実を解消しない場合、その加入契約を解除することができるものとします。
- 2 当社は、加入者が第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。
- 3 有線電気通信回線の地中化等、当社または加入者の責に帰すべからざる事由により当社の有線電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で放送サービスの継続ができない場合。
- 4 前 2 項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払った NHK のテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社 WOWOW の視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても何らの責任を負わないものとします。
- 5 当社は、加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知するとともに、加入者は放送サービス別表に記載の解約費用をお支払いいただきます。ただし加入者の都合により通知が加入者に到達しない場合は、通知催告なしに解除できるものとします。

#### 第 18 条（加入者が行う契約の解除）

- 1 加入者は加入契約を解約しようとする場合、あらかじめ解約を希望する 10 日前までに、文書によ

り当社にその旨を申し出るものとします。

- 2 当社は、加入者または当社より行う契約の解除により加入契約が終了する場合、引込設備（V-ONUを含む）、STB、C-CASカードおよび「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づきB-CASカードを回収するものとし、撤去に伴い加入者が所有または占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また引込設備（V-ONUを含む）、STB、B-CASカード、C-CASカードの撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となり、かつ撤去のため当社が敷地内へ立ち入ることを承諾するものとします。
- 3 加入者は、解約により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債権を支払うものとします。ただし、前納している場合は解約の月の翌月以降の分を払い戻すものとします。
- 4 当社は、加入者または当社より行う契約の解除により加入契約が終了する場合であっても、加入料金の払い戻しはいたしません。

## 第5章 工事、保守、および端末接続装置の貸与等

### 第19条（引込設備、宅内設備の設置工事及び費用の負担）

- 1 当社は、当社から引込設備までを所有し、本施設のうち放送センターからタップオフまたはクロージャーまでの設置に関して費用の負担をします。加入者は、最寄りのタップオフまたはクロージャーの引込端子から受信機までの設置に関する費用を負担します。また、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内および宅内の特殊工事を必要とする場合、加入者はその費用を負担します。
- 2 サービス開始以前に予約募集期間を設けるなど上記1項の費用の特別割引を行うことがあります。
- 3 引込・宅内工事は、当社指定の業者で実施していただきます。また工事は、当社の指定する工法および使用機器によるものとします。
- 4 加入者および接続者は、当社に無断で引込設備の撤去や改変工事はできません。

### 第20条（施設の維持管理）

- 1 当社は、放送センターから保安器又は光成端箱までの施設の維持管理を行うものとし、その範囲内の施設に故障事故が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。ただし、クロージャーから光成端箱までの引き込み配線が電柱（鋼管柱含む）を経由している場合には、最寄りの電柱（鋼管柱含む）から光成端箱に係る修復に要する費用は加入者の負担とします。
- 2 加入者および接続者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、その範囲内の設備に故障事故が生じた場合の修復に要する費用は加入者および接続者の負担とします。
- 3 山田地区の公共施設において当社は、放送センターからクロージャーまでの施設を管理し、クロージャーから光成端箱まではその公共施設管理者と共同で管理するものとし、その範囲内の施設に故障事故が生じた場合の修復に要する費用は当社と公共施設管理者双方で負担します。
- 4 加入者および接続者は、当社の施設維持管理の必要上、当社のサービス提供が、一時停止することを承認するものとします。

### 第21条（引込設備、宅内設備の故障等）

- 1 加入者および接続者は、放送サービスが受信できなくなったときには、当社に点検を請求することができます。
- 2 点検の結果、本施設、引込設備（V-ONUを含む）、STB、B-CASカード、C-CASカードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障設備を修理します。また、宅内設備および受信機に故障がある場合には、出張費用および宅内設備の修理に要する費用は加入者および接続者の負担とな

ります。

- 3 B-CAS より加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「B-CAS 使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードと取替えいたします。
- 4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により、V-ONU、STB、B-CAS カード、C-CAS カードが滅失、破損した場合には、その修理等に要する費用は、加入者の負担となります。

#### 第 22 条（設備の設置場所の変更）

- 1 加入者は、同一家屋内においてのみ STB および V-ONU の設置場所の変更ができるものとします。ただし、宅内工事は原則として当社指定の業者に実施させるものとします。
- 2 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て STB および V-ONU の設置場所を変更することができます。ただし、第 06 条（加入申込の承諾）第 1 項第 1 号および第 2 号に該当する場合には、この限りではありません。
  - (01)改築、増築等同一家屋内、または同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合。
  - (02)当社の業務区域内における住宅の変更等により、設置場所を変更する場合。
- 3 STB および V-ONU の設置場所の変更に伴う引込工事、宅内工事および特殊工事の費用負担ならびに工事の分担については第 19 条（引込設備、宅内設備の設置工事及び費用の負担）によるものとします。また、引込設備（V-ONU を含む）、および STB の撤去は、放送サービス別表に定める費用を加入者の負担とします。

#### 第 23 条（STB）

- 1 STB（リモコン含む）は、当社の所有とし、加入者に貸与します。また、解約時には、STB を当社に返却するものとします。なお、リモコンの電池は加入者の所有となりますが、リモコンと同時に返却された場合は当社にて処分いたします。
- 2 加入者は、貸与された STB を善良なる管理者の注意をもって取扱い、当社の承諾なしに移動または取り外し等はできないものとします。
- 3 貸与された STB に故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が故意または過失により破損または紛失した場合には、加入者は当社の貸与した STB 価格相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は STB の交換を請求できません。
- 4 STB の増設、または減設を行う場合は、放送サービス別表に記載の手数料をお支払いいただきます。
- 5 購入 STB は加入者の所有になりますが、使用する B-CAS および C-CAS カードの取扱いは B-CAS の定めた「B-CAS カード使用許諾契約約款」および第 18 条（加入者が行う契約の解除）の規定によるものとします（両カードとも解約時にご返却いただきます）。

#### 第 24 条（C-CAS カード）

- 1 C-CAS カードを必要とする STB においては、C-CAS カードを当社から貸与するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換および返却を請求できるものとします。
- 2 C-CAS カードは貸与・購入 STB にかかわらず当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害や利益損失については、加入者が賠償するものとします。
- 3 加入者が故意または過失により C-CAS カードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分

を当社に支払うものとします。

#### 第 25 条（設置場所の無償使用等）

- 1 当社は、引込設備(V-ONU を含む)および自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者が所有または占有する敷地および構築物等を必要最小限において無償で使用できるものとします。
- 2 加入者は、当社および当社の指定する者が、引込設備(V-ONU を含む)、特殊設備の設置、検査、修理、撤去および復旧を行うために、加入者が所有または占有する敷地、家屋および構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 3 加入者は、前 2 項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者がいるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

### 第 6 章 料金等

---

---

#### 第 26 条（加入料金）

- 1 加入料金は 1 加入世帯につき別表 1 に基づき、25,000 円（消費税別）とします。ただし、山田地区において既に引込設備が整備されている世帯は除きます。
- 2 経済環境の変動に従い加入料金を改定することがあります。ただし、既加入者には適用いたしません。

#### 第 27 条（利用料金）

- 1 加入者は、別表 1 に定める利用料金を当社に支払うものとします。有料チャンネルについては別表 2 の料金表に基づき特別契約を行い当社に支払うものとします。
- 2 利用料金はサービスを受け始めた日の属する月から毎月支払うものとします。なお、この場合中途解約がなされたとしても原則として利用料金の払い戻しはしないものとします。
- 3 放送法に基づく NHK の放送受信料は、当社で設定した加入金および各種利用料の中には含まれませんので、加入者は別途 NHK と受信契約を結び、放送受信料をお支払い下さい。
- 4 WOWOW の有料放送サービス視聴料金は、当社で設定した加入金および各種利用料の中には含まれませんので、WOWOW の受信を希望する加入者は、WOWOW と所定の受信契約を締結していただくことになります。
- 5 当社は、加入促進のため、地域および期間並びに放送サービスを限定して特別料金を設定する場合があります。
- 6 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定月の 1 ヶ月前までに加入者に通知いたします。
- 7 買物支援システムについては、別途に定める契約に準拠します。

#### 第 28 条（利用料金の減免）

落雷等、やむを得ない事由により当社が、第 09 条（放送サービスの種類）に定める放送サービスすべての提供ができなかった場合、原則として利用料の減額は行わないものとします。ただし、月のうち継続して 10 日以上にわたって第 09 条に定める放送サービスすべての提供ができなかった場合は利用料は無料とします。

#### 第 29 条（利用料金の計算）

- 1 利用料金（ペイチャンネル利用料金含む）は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が 1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。

- 2 加入者が当社に支払う料金については、当社が指定する期日までに指定する方法により支払うものとし、支払方法は口座振替を原則とします。
- 3 当社は原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行はしないものとします。ただし、加入者より発行の請求を受けた場合はこの限りではありません。

#### 第 30 条（コース変更に伴う利用料の計算）

- 1 スタンダードコース、デジタルBSコース、多チャンネルコースの利用者が利用コースの変更をした場合は、変更（STBまたはV-ONUの取付もしくは取外し工事、およびV-ONUの制御操作）を完了した月までは前コースの利用料をいただき、翌月より変更後のコースの利用料をお支払いいただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず、デジタルBSコースまたは多チャンネルコースよりスタンダードコースへ変更した場合は、前コースの利用料は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。

#### 第 31 条（料金等の請求および支払）

- 1 当社は、加入契約締結時から工事予定日前日までに加入料金をお支払いいただきます。
- 2 当社は、新規工事の場合は、その工事が完了後の翌月または翌々月に工事費を請求するものとします。

#### 第 32 条（割増金）

放送サービスに関する料金の支払いを不法に免れた加入者は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として支払わなければなりません。

#### 第 33 条（延滞金）

加入者は、利用料金等の債務を延滞した場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利14.5%の延滞金を当社にお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第 34 条（消費税）

加入者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第7章 権利の譲渡、および地位の継承

---

#### 第 35 条（権利の譲渡）

- 1 当社は、加入者の加入契約上、権利の譲渡を禁止します。ただし、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合には、この限りではありません。
- 2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は譲渡人（旧加入者）のすべての義務を継承するものとします。

#### 第 36 条（地位の継承）

- 1 相続または法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人または、合併後の存続



法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合、相続人が2人以上であるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。
- 3 権利の譲渡および地位の継承に伴い、設置場所の変更を行う場合、第21条（引込設備、宅内設備の故障等）を準用します。

#### 第37条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については富山地方裁判所を管轄裁判所とします。

### 第8章 禁止事項

---

#### 第38条（放送サービスの上映および頒布の禁止）

当社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、またその複製物等を頒布することを禁止します。

#### 第39条（不正利用の禁止）

- 1 当社は、加入者が加入申込書に記載した以外の場所でSTBおよびV-ONUを接続してサービスの提供を受けることを不正視聴として禁止します。
- 2 当社は、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用相当額を請求できるものとします。

#### 第40条（禁止事項）

- 1 V-ONUおよび当社から貸与されているSTBを加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。
- 2 当社は、加入者が直接または間接を問わず、STB、V-ONUの本体およびコンピュータプログラムに関し、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。
- 3 当社指定以外のSTBおよびV-ONUを接続してサービスの提供を受けることを禁止します。
- 4 当社は、加入者が第1項または第2項または第3項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、STBおよびV-ONUの返還請求ができるものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。なお、当社は不正受信者に損害賠償の請求ができるものとします。また、期間を経過してSTBおよびV-ONUの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求できるものとします。

### 第9章 個人情報の取扱

---

#### 第41条（加入者個人情報の取扱い）

- 1 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

(01) 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のホームページ

ジにおいて公表します。

- (02) 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

#### 第42条（加入者個人情報の利用目的等）

- 1 当社は、第09条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
  - (01) サービス契約の締結
  - (02) サービス料金の請求
  - (03) サービスに関する情報の提供
  - (04) サービスの向上を目的とした視聴者調査
  - (05) 受信装置の設置及びアフターサービス
  - (06) サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
  - (07) サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）。
- 2 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
  - (01) 法令に基づく場合
  - (02) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (03) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (04) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
  - (01) 本人が書面等により同意した場合
  - (02) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
    - ① 第三者への提供を利用目的とすること
    - ② 第三者に提供される加入者個人情報の項目
    - ③ 第三者への提供の手段又は方法本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
  - (03) 第43条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
  - (04) 第44条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
  - (05) 当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報を提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人からへ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます）。
- 4 当社は、第2項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結

します。

- 5 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
  - (01) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (02) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (03) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第43条（加入者個人情報の共同利用）

- 1 当社は、前条に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
  - (01) 当社は、第5条第1項の規定に基づいて契約申込みを行わなかった場合、又は第17条の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第5条第1項又は第17条の要件に該当するか否かの判断に限ります。
  - (02) 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、前項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに第1項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書に定めます。

#### 第44条（加入者個人情報の取扱いの委託）

- 1 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
  - (01) 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等内容を定める選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
  - (02) 当社は、第1項の委託先との間で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
  - (03) 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第1項の委託先と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

#### 第45条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

#### 第46条（本人による開示の求め）

- 1 本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
  - (01) 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

(02) 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

#### 第47条（本人による利用停止等の求め）

- 1 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
  - (01) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
  - (02) 加入者個人情報の利用の停止
  - (03) 加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
- 3 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

#### 第48条（本人確認と代理人による求め）

- 1 当社は、第42条第4項、第46条又は第47条の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。
  - (01) 本人は、第42条第4項、第46条又は第47条の求めを、代理人によって行うことができます。

#### 第49条（本人の求めに係る手数料）

- 1 当社は、第42条第4項及び第46条の求めを受けた場合は、手数料1,500円（消費税別）を請求します。
  - (01) 前項の手数料は、当社から本人（加入者に限る）に対して、通知又は開示をした月の利用料金と合わせて収納します。
  - (02) 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

#### 第50条（苦情処理）

- 1 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
  - (01) 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

#### 第51条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第42条第4項、第46条又は第47条に基づく求め、第50条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

#### 第52条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

#### 第53条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

- 1 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。
  - (01) 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
  - (02) 前項の規定は、通知又は公表することにより、第25条各号に該当する場合には、この限りではありません。

## 第10章 雑則

---

---

### 第54条（損害賠償）

- 1 当社および加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、宅内設備および受信機に起因する事故の場合も同様とします。

### 第55条（注意・免責事項）

- 1 天変・地変その他予測できない事由による加入者の所有物の損害について当社はその責を問われな  
いものとします。
- 2 当社は、加入者および接続者が所有、使用するテレビ等、機器一切について、何ら動作保証責任も  
負わないものとします。また、これらに起因して生じた一切の損害等に対しても、何ら責任を負わ  
ないものとします。
- 3 録画機能付きセットトップボックスの購入時や交換時、当社は加入者に通知なく、録画機能付きセ  
ットトップボックスに録画された番組データおよび個人情報を消去できるものとし、加入者はこれ  
を了解するものとします。また、録画機能付きセットトップボックスの故障、不具合、誤操作、そ  
の他の理由により、放送番組が正常に録画または再生できなかった場合、当社は一切の補償責任を  
負わないものとし、録画機能付きセットトップボックスの故障、不具合、その他の理由による修理  
および機器交換に際しての録画番組の損失に関しても、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第56条（協議事項）

本約款に定めなき事項、または本約款の講釈に疑義が発生した場合は、当社と加入者は契約の締結の趣旨に従い誠意を持って協議の上、解決に当たるものとします。

## 付則

---

---

- 1 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 業務契約等の契約については、別に定めるものとします。
- 3 この約款は、平成26年4月1日より施行します。

## 第1章 総則

(約款の適用)

**第1条** 当社は、この有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信設備であつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条第1項の規定に基づき郵政大臣に届出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

(約款の変更)

**第2条** 当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき郵政大臣の認可を受けて、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

**第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6 インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社と契約を締結している者
9 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
14 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15 技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

(インターネット接続サービスの種類等)

**第4条** 契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

(契約の単位)

**第5条** 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

(最低利用期間)

**第6条** インターネット接続サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

(契約者回線の終端)

**第7条** 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込の方法)

**第8条** 契約の申込をする時は、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

**第9条** 当社は、契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込を行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約の申込をした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由がある時。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類等の変更)

**第10条** 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込の方法）及び前条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

**第11条** 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

(インターネット接続サービスの利用の一時中断)

**第12条** 当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の契約内容の変更)

**第13条** 当社は、契約者から請求があったときは、第8条(契約申込の方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

**第14条** 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

**第15条** 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

**第16条** 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

(1) 第21条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。

2 第21条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

4 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

### 第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

**第17条** 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

### 第4章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

**第18条** 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

**第19条** 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

### 第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

**第20条** 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。



(2) 第22条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

3 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

**第21条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)

(2) 契約の申込に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3) 第37条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

(6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第6章 利用の制限

(利用の制限)

**第22条** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

## 第7章 料金等

### 第1節 料金

(料金の適用)

**第23条** 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表(料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。)に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

(利用料等の支払義務)

**第24条** 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。)について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規

定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）
2 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（加入料の支払義務）

**第25条** 契約者は、第8条（契約申込の方法）の規定に基づき契約の申込を行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

（手続に関する料金の支払義務）

**第26条** 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事に関する費用の支払義務）

**第27条** 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 割増金及び延滞利息

（割増金）

**第28条** 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

**第29条** 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

## 第8章 保守

（当社の維持責任）

**第30条** 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

**第31条** 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（設備の修理又は復旧）

**第32条** 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

（契約者の切り分け責任）

**第33条** 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第9章 損害賠償

（責任の制限）

**第34条** 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日あたりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（免責）

**第35条** 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、当社が別に定める技術基準等の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第10章 雑則

(承諾の限界)

**第36条** 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

**第37条** 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主、その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

**2** 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

**3** 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

**4** 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

**5** 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

**6** 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

**7** 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

**第38条** 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

**2** 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

**第39条** 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(営業区域)

**第40条** 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

**第41条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## お願い

### 1 (契約者の地位の承継)

- 1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、承継されたことを証明する書類を添えて、速やかに当社に届けていただきます。
- 2) 前項の場合に、地位を承継されたものが2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届出いただくものとし、この代表者を変更したときも同様とします。
- 3) 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継された者のうち1人を代表者として取り扱います。

### 2 (契約者の氏名等の変更届)

- 1) 契約者は、氏名(名称)・住所(居所)・届出の金融機関・口座番号などの変更があったときは、速やかに当社に届けていただきます。
- 2) この届出があったときは、当社はその届出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

### 3 (端末接続装置の電源の常時投入)

契約者は、当社が設置した端末接続装置の電源を常時投入した状態に保っていただきます。

### 4 (電気代のご負担)

当社が設置する端末接続装置および契約者回線の設置に伴い必要となった電気(電気代)は契約者にご負担いただきます。

### 5 (初期費用の解約時の扱い)

加入料・工事に関する費用・登録手数料などの初期費用は、解約(解除)時にご返金いたしません。

### 6 (料金のお支払い)

- 1) ご契約・ご利用に関する各料金のお支払いは、すべてご契約者ご指定の口座からの振替によります。(毎月27日)
- 2) 口座振替による料金の領収書は原則として発行いたしません。ご入用の場合は、当社までご請求下さい。

### 7 (回線工事)

端末接続装置(ケーブルモデム)までの通信回線工事は、当社又は当社が指定する工事店が行います。

### 8 (ホームページの開設)

ホームページを開設される時は、別途ご連絡いただきます。